

別 紙

答申第94号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月24日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
平成6年1月から平成11年9月の間に、「教育委員会」に提出された、または、扱われた書類、書面、資料、テープ録音及びそれに類する記録のものもあればそれも含む（以下「テープ録音等資料」という。）、全部の開示及び同上の期間での「教育委員会会議」で扱われたもの及び会議録の全部の公開。
- (3) この請求に対して、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく多量にあるとして、同年12月8日付けで、決定期限を平成19年8月31日まで延長する通知を行った。
- (4) 実施機関は、テープ録音等資料の公開について、公文書公開請求に係る公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により、平成19年8月29日付けで非公開決定を行った。
- (5) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年8月30日に異議申立てを行った。
- (6) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年11月21日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件公文書の非公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書による主張は次のとおりである。
ア 作成されていないのが事実であるのか否かを調べてもらいたい。
イ 条例第9条により、申立人の権利、利益のために全部の公開を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は、以下のとおりである。

「教育委員会」に提出された又は扱われたテープ録音等資料（第1131回から第1254回まで）」についてであるが、作成していないため非公開決定とした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、教育委員会に提出された又は扱われたテープ録音等資料である。

(3) テープ録音等資料の不存在について

実施機関は、「教育委員会に提出された又は扱われたテープ録音等資料は作成していない」と説明している。

このテープ録音等資料については、別案件の諮問第91号及び第93号と関連があり、その対象公文書を当審査会で見分したところ、資料や会議録の中にテープ録音等資料の存在をうかがわせる事情はなく、作成していないという実施機関の主張に不合理な点は認められない。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

(諮問第92号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成19年11月21日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成19年12月4日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年10月13日 (審査会第1回目)	審議
平成23年11月10日 (審査会第2回目)	審議
平成23年12月22日 (審査会第3回目)	審議
平成24年1月26日 (審査会第4回目)	審議
平成24年2月23日 (審査会第5回目)	審議
平成24年4月12日 (審査会第6回目)	審議
平成24年5月24日 (審査会第7回目)	審議
平成24年6月14日 (審査会第8回目)	審議
平成24年7月20日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁 護 士	